

## 令和3年第2回 豊明市農業委員会総会議事録

### 1 開会、閉会に関する事項及び日時

開会 令和3年2月19日 午前10時00分

閉会 令和3年2月19日 正午

### 2 出席委員の氏名

<出席委員> 議席番号は抽選による

深谷 明	石川万里子	野村 寿子	加藤 誠
加藤 延保	堀田 勝司	平野 普也	水谷 文和
野村 君枝			

<出席農地利用最適化推進委員>

三浦 博明	原田 勝行	石川 和孝	渡邊 昭男
石川 英治	近藤 賢三		

### 3 会議に付した議案の件名及び会議の次第

<議案の件名>

議案第3号	農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件	別紙5件
議案第4号	農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件	別紙2件
議案第5号	相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件	別紙1件
議案第6号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件	別紙5件
議案第7号	農業振興地域整備計画(農用地利用計画)の変更に伴う協議の件	別紙6件
報告第5号	農地法第3条の3第1項の規定による届出の件	別紙3件
報告第6号	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の件	別紙4件
報告第7号	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件	別紙7件
報告第8号	農地法第18条の規定による農地解約通知の件	別紙17件

<議事の次第>

午前10時00分、議長席に会長が着席し開会を宣す。

議長 ただいまより、令和3年第2回豊明市農業委員会総会を開催いたします。例によって会期は本日中としてよろしいか。

異議なしの声あり

議長 ご異議ないようですので、会期は本日中とします。議事録署名者は、議長の指名でよろしいでしょうか。

異議なしの声あり

議長 議事録署名者は8番委員と9番委員にお願いします。それでは、議案に入ります。議案第3号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号1番案件について説明します。農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請の件です。

申請地は沓掛町石根79番1、91番、沓掛町長定7番、9番、10番、13番、14番、15番、39番、40番、41番、86番、沓掛町森前27番2、沓掛町切山台53番の合計14筆です。

登記地目は田、畑、現況地目は田、畑、雑種地、面積は合計7,058㎡です。

譲受理由は柿ノ木工業団地により経営面積が減少した農地の代替地を確保するため、譲渡理由は遠方で耕作ができないためです。

事務局で2月12日、15日に現地確認をしました。

申請地の14筆は草刈り等されており、保全管理されておりました。今後は営農計画書によりますと沓掛町石根79番1は粟、91番は水稻、沓掛町切山台53番はイチジク、沓掛町長定の10筆と沓掛町森前の1筆は柿を作付けする予定です。

譲受人の他の所有農地につきまして、沓掛町藪田の1筆、沓掛町一本木の2筆、沓掛町柿ノ木の2筆、沓掛町志水の1筆は水稻、沓掛町女松原の3筆は営農型太陽光の下で粟、沓掛町川部95番6は果樹の苗が植わっており、畑として管理されていました。

以上のとおりすべての所有農地は管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員が欠席のため、農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。

最2番委員 2月13日、17日に申請地の現地確認を行いました。申請地のうち沓掛町石根の1筆は栗の苗木が、もう1筆は畦焼きが行われていました。沓掛町長定の10筆は丘陵地ですが、耕作できるようユンボで整地中でした。沓掛町森前の1筆は住宅地の中の荒地で、沓掛町切山台の1筆は草刈後の状態でした。

譲受人の他の所有農地については事務局の説明のとおりでした。以上のことから申請については許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

1番委員 沓掛町女松原の3筆の営農型太陽光は高木が植わっているものの、一面に防草シートを敷いているだけで土壌もよくないので、このような場所で作物を育てることは困難であると思います。

事務局 営農型太陽光は農地法第5条許可を得ており、日照などの審査を受けています。また毎年、許可権者である愛知県に対して、実績報告書の提出が義務付けられているため、耕作状況がよくない場合は指導していくこととなります。

2番委員 世帯員に2親等以内でない者、具体的にはいどこがいるが問題ではないか。

事務局 農地法第3条によると、2親等以内の親族に限り世帯員等になれるとあるので、申請書の内容を訂正させます。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第3号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第3号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第3号2番案件ですが、3番案件と関連がございますので、2番案件と3番案件を一括で上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号2番案件、3番案件について説明します。

2番案件の申請地は沓掛町下山96番、97番の2筆で、登記地目、現況地目はともに田、面積は合計2,196㎡です。

譲受理由は農業経営規模を拡大するため、譲渡理由は他事業により営農が

困難なためです。

3番案件の申請地は沓掛町下山98番、99番、100番の3筆です、登記地目、現況地目はともに田、面積は合計818.2㎡です。2番案件の2筆と合わせて一面の水田となっています。

譲受理由は農業経営規模を拡大するため、譲渡理由は分田を売却し農地集約化を希望するためです。

事務局で2月12日、15日に現地確認をしました。

申請地の5筆は田として管理されており、一部は草刈り等保全管理されていました。今後は営農計画書によりますと水稻作付けする予定です。

譲受人の他の所有農地につきまして、阿野町稲葉の4筆は耕起されており、畑として管理されておりました。沓掛町井ノ花の2筆は一部農地として管理されておりましたが、登記地目は宅地、山林であり、登記地目が畑である所有農地が耕作されていることからおおむね管理されていると事務局では判断しました。

以上のとおり今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2月14日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第3号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第3号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第3号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第3号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第3号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号4番案件について説明します。  
申請地は栄町梶田104番、登記地目、現況地目はともに田、面積は1,092㎡です。

譲受理由は農業後継者として農家継承のため、譲渡理由は後継者として兼業農家を営ませるためです。世帯内贈与案件です。

事務局で2月15日に現地確認をしました。

申請地は田として管理されておりました。今後営農計画書によりますと水稻作付する予定です。

譲受人の他の所有農地につきまして、栄町神田の2筆は保全管理、栄町小松林の1筆は水稻の刈取後、栄町坂畑の1筆はネギ等の野菜が耕作、栄町新左山の1筆はミカン等果樹畑として管理されておりました。

以上のとおりすべての所有農地は管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の11番委員の意見を求めます。

11番委員 2月15日に8番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の8番委員の意見を求めます。

8番委員 11番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員6番委員の意見を求めます。

最6番委員 11番委員、8番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

- 議 長                    それでは採決します。議案第3号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長                    議案第3号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第3号5番案件を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局                  議案第3号5番案件について説明します。  
                          申請地は栄町小松林154番、登記地目、現況地目はともに田、面積は616㎡です。  
                          譲受理由は耕作農地に近く農業経営規模拡大を図るため、譲渡理由は高齢で営農が困難なためです。  
                          事務局で2月15日に現地確認をしました。  
                          申請地は農地改良したところですが、田として管理されておりました。今後営農計画書によりますと水稻作付する予定です。利用権設定されていた農地ですが、農地法18条の解約通知が提出されており、合意解約されております。  
                          譲受人の他の所有農地につきまして、大久伝町西の1筆は水稻刈取後、阿野町荻外山の1筆はねぎ、白菜、みかん等が作付けされておりました。阿野町上石田の1筆は白菜、ブロッコリー等の野菜が、阿野町正戸の1筆は耕起されており畑として管理されておりました。  
                          以上のとおりすべての所有農地は管理されており、今後も適正に管理されることを鑑みて、申請について許可相当であると判断します。
- 議 長                    事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。
- 4番委員                  1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長                    同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。
- 1番委員                  4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長                    同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。
- 最5番委員               4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。
- 議 長                    他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第3号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第3号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第4号1番案件の上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。(退席)

それでは、議案第4号1番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号1番案件について説明します。農地法第5条の規定による農地転用許可申請の件です。

申請地は沓掛町切山台154番1、登記地目、現況地目はともに畑、面積は356㎡です。

転用目的は分家住宅で、使用貸借権設定になります。

譲受人は現在、借家にて夫と2人で生活しておりますが、手狭であるため、父親の所有する土地のうち最も集落に近い土地である申請地を、住宅建築に必要な敷地分のみ分筆し、本申請に至りました。

事務局で2月10日に現地確認をしました。申請地は果樹が植えられており下草はきれいに刈ってある状態でした。

汚水等排水は、浄化槽により処理し、雨水は集水桝で集水して、南側道路側溝へ排水します。

土地造成は最大で盛土20cm、切土30cmの予定です。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の5番委員の意見を求めます。

5番委員 農地利用最適化推進委員4番と申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 地区担当委員の7番委員が欠席のため、他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第4号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第4号1番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。(入室)

引き続きまして、議案第4号2番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号2番案件について説明します。

申請地は阿野町奥屋65番1外7筆、登記地目は田、現況地目は田、畑、雑種地、面積は合計4,393㎡です。

転用目的は駐車場で、賃借権設定になります。

譲受人である法人は、申請地北側にある名古屋営業所にて、主に建築機械器具のレンタル受付窓口及びその運搬業務を行っております。近年、会社の成長と建築需要の高まりにより、保有する建築機械器具の保管場所が足りず、業務に支障が生じているため、新たな敷地を確保すべく今回の申請に至りました。

事務局で2月10日に現地確認をしました。申請地は保全管理状態でした。周囲はすべて道路及び水路であり、コンクリートブロックにより土砂の流出を防ぐため隣地への影響はありません。

雨水、排水は申請敷地間の既設の排水路へ放流します。

土地造成は整地のみです。

また転用に際して、万一周辺農地に被害を及ぼした場合は申請者にて責任を持って対処する旨の誓約書の添付もあるため、申請について事務局としては許可相当と判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の4番委員の意見を求めます。

4番委員 2月14日に1番委員と農地利用最適化推進委員で申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく地区担当委員の1番委員の意見を求めます。

1番委員 4番委員の説明のとおり許可相当と判断します。

議 長 同じく農地利用最適化推進委員5番委員の意見を求めます。

最5番委員 4番委員、1番委員の説明のとおり許可相当と判断します。



- 議 長 彼の委員の意見を求めます。
- 1番委員 今回の転用により、南側に一区画残る土地がありますがここはどうなるのですか。
- 事務局 残る土地の登記地目は農地ではなく雑種地で、所有者は中日本高速道路です。伊勢湾岸自動車道路の管理用のものと思われます。
- 議 長 彼の委員の意見を求めます。
- 異議なしの声あり
- 議 長 それでは採決します。議案第4号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。
- 挙手多数
- 議 長 議案第4号2番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第5号を上程します。事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第5号について説明します。相続税納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の件です。
- 20年間農地として適正に行なわれてきたかの最終確認となります。
- 対象地は沓掛町一本木1番1、1番2、57番、沓掛町寺池15番1、79番、106番の合計6筆です。
- 事務局で2月5日に現地確認をしました。沓掛町一本木の3筆は田として管理されており、沓掛町寺池15番1はブロッコリー・白菜・ネギ等が植わっており、79番は柿の木が、106番は田として管理されていることを確認いたしました。
- これまで耕作、管理されていたことを鑑みて、事務局としては許可相当であると判断します。
- 議 長 事務局より説明がありましたが、地区担当委員の7番委員が欠席のため、農地利用最適化推進委員2番委員の意見を求めます。
- 最2番委員 申請地の現地確認を行いました。事務局の説明のとおり許可相当と判断します。1点質問ですが、寺池の1筆は区画整理事業地内で市街化編入される予定ですが、手続き上は特に問題なしでよいのでしょうか。
- 4番委員 区画整理事業中は本人の同意でなく、組合の同意があればよいので問題は

ありません。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第5号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第5号は可決いたします。引き続きまして、議案第6号を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号について説明します。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画承認の件です。

株式会社豊明アグリサービスの利用権の新規申請が3件、個人の新規申請が2件の合計5件の申請がされています。

個人の新規申請についてですが、杳掛町池ノ内の1筆については新規就農者で有機農業をされている方になります。栄町舟田の3筆について借主は市外在住の担い手ですべて田として管理することとなります。杳掛町池ノ内の貸付期間は3年間で使用貸借契約、栄町舟田の3筆の貸付期間は5年間で賃貸借設定申請になります。以上こちらのご審議をお願いします。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第6号に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第6号は可決いたします。引き続きまして、議案の上程の前に利害関係者である委員の退室を求めます。

(議長退席。職務代理者が議長席につく。)

職務代理者 議案第7号1番案件ですが、関連がございますので2番案件と一括上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号1番案件、2番案件について説明します。農業振興地域整備計画

の変更に伴う協議の件です。

1番案件の申出地は沓掛町古池58の1筆で登記地目、現況地目はともに田です。変更目的はグループホームの建設に伴う除外です。

2番案件の申出地は沓掛町古池53の1筆で登記地目、現況地目はともに田です。変更目的は農用地への編入です。

本案件は当初の計画では古池53・56・58の3筆にて令和元年11月総会にて審議し、令和2年3月に愛知県知事の同意を経て農用地区域から除外されました。しかし建築確認申請の準備において、隣地境界についての同意を得ることができず、やむを得ず申出地を東側に1筆移動する計画となりました。

このため今回の案件は、新たに東側の1筆である古池58については農用地区域からの除外となる1番案件、計画用地から外れた古池53については農用地区域への編入となり2番案件となります。

2番案件については今後の営農には支障がないことから、編入については事務局では問題ないものと事務局は判断します。

1番案件については、事業の緊急性・必要性、面積の妥当性、農作業の効率的な利用、担い手の今後の利用集積、用排水路の機能等に問題がないと思われることから、事務局として除外についてはやむを得ないものと判断します。

職務代理者 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

職務代理者 それでは採決します。議案第7号1番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

職務代理者 議案第7号1番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号2番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

職務代理者 議案第7号2番案件は可決いたします。利害関係者である委員の入室を求めます。

(議長入室し、議長席につく。)

議長 引き続きまして、議案第7号3番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号3番案件について説明します。  
申出地は沓掛町陣田50の一部で、登記・現況地目はともに田です。変更目的は農業用倉庫の建設に伴う農用地区域の用途変更です。  
申出者は沓掛町明和にて農業用倉庫を設置し、活用していましたが、愛知県企業庁による工業団地造成事業の用地に含まれることとなり移転を求められたため、やむをえず今回の申出地に移転することになりました。  
農業用倉庫の必要性、面積の妥当性、農作業の効率的な利用、担い手の今後の利用集積、用排水路の機能等に問題がないと思われることから、事務局として用途変更についてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長 それでは採決します。議案第7号3番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長 議案第7号3番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号4番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号4番案件について説明します。  
申出地は沓掛町寺内123-1の1筆で、登記・現況地目はともに田です。変更目的は一般住宅の建設に伴う農用地区域の除外です。  
住宅の必要性、面積の妥当性、農作業の効率的な利用、担い手の今後の利用集積、用排水路の機能等に問題がないと思われることから、事務局として除外についてはやむを得ないものと判断します。

議 長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

9番委員 申出者は以前一軒家に住んでいたはずですが、現在はどうなっているのかわかりますか。

1番委員 以前の建物は自営業である店舗を廃業したときに売却したため、現在は借家暮らしです。

議 長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                   それでは採決します。議案第7号4番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                   議案第7号4番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号5番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案第7号5番案件について説明します。

申請地は栄町元屋敷の7筆で、登記・現況地目は全て田です。変更目的は駐車場の移転設置に伴う農用地区域の除外です。

申出者は申出地西側の大府市内にて特殊鋼・非鉄金属の販売、加工の事業を行っています。従来より借地にて利用していた従業員用の駐車場の面積が不足していましたが、この駐車場が中部電力の高圧線鉄塔の敷地となることから立ち退きを要求されたため、やむをえず今回の申出地に移転のうえ、駐車台数の不足分も確保する計画となりました。

駐車場の必要性・緊急性、面積の妥当性、農作業の効率的な利用、担い手の今後の利用集積、用排水路の機能等に問題がないと思われることから、事務局として除外についてはやむを得ないものと判断します。

議 長                   事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

異議なしの声あり

議 長                   それでは採決します。議案第7号5番案件に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数

議 長                   議案第7号5番案件は可決いたします。引き続きまして、議案第7号6番案件を上程します。事務局の説明を求めます。

事務局                  議案第7号6番案件について説明します。

申請地は栄町小松林の13筆、栄町神田の8筆の合計21筆で、登記・現況地目は田及び用悪水路です。変更目的は倉庫の建設に伴う農用地区域の除外です。

申出者は主に店舗の商品陳列用の什器の製造・販売等を行っています。申出地北側にて豊明物流センターを建設し、商品の物流拠点として事業を行っていましたが、需要の拡大が当初の予測を上回るものであったこと、既設の笠寺物流センターとの機能が重複していることから、物流拠点の再整備を行う必

要が生じました。

今回笠寺物流センターを豊明物流センターに移転し、物流機能を統合する計画がまとまり、今回の除外の申出に至りました。

倉庫の必要性・緊急性、面積の妥当性、農作業の効率的な利用には問題がないと思われます。担い手の今後の利用集積への影響については、今後も南側及び東側に一団の農地が残ることから影響は少ないものと思われます。用排水路の機能については、申出地内に新たに地下貯留槽を設置し、段階的に雨水を排水するよう対策を行うことから、周辺農地への営農についての影響は少ないものと思われます。

以上のことから、事務局として除外についてはやむを得ないものと判断します。

議長 事務局より説明がありましたが、こちらの申請の意見を求めます。

3番委員 今回の除外に伴い、申出地北側にある既設の東西方向の道路が廃止となる計画ですが、この道路は舗装されており、農作業の通作路として非常に重要であると思われます。代替道路となる申出地南側にある既設の道路は現在舗装されておらず幅員も狭いため、代替道路として機能するか非常に疑問です。この代替道路はあらためて整備されるのでしょうか？

また、雨水の排水についても、これまでの申出地の水田としてのたん水機能が失われるのではないかと非常に心配ですし、申出地は豊明市の総合計画における農地・緑地ゾーンに位置づけされていることから、除外は適当でないと思います。

事務局 代替道路の整備方法についてはあらためて確認いたします。次回来月の農業委員会総会にて資料を整え報告しますので、議決につきましては、来月にてお願いいたします。

議長 他の委員の意見を求めます。

異議なしの声あり

議長 それでは3番委員の質問について事務局にて資料を取りまとめ、来月の総会にて再度審議することといたします。

引き続きまして、報告第5号、第6号、第7号、第8号について報告願います。

事務局 報告第5号、第6号、第7号、第8号について説明

議長 以上のとおり、報告第5号、第6号、第7号、第8号は専決事項として事務局

で受理しています。

その他今後の予定について協議

議 長

それでは、本日の議案は全て終了しましたので、これをもちまして閉会いたします（時に正午）。